

みんなので支え合う

# 国民健康保険



ご存じですか??

## ジェネリック医薬品

●お医者さんや薬剤師さんと相談して  
家計にやさしいお薬を選びましょう

「ジェネリック医薬品」(後発医薬品)とは、これまでに効き目や安全性が実証されてきたお薬(先発医薬品)と同等と国が認められた安価なお薬です。

Q1

先発医薬品とジェネリック  
医薬品の違いは??

A ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間満了後に、効能および効果などが同じ医薬品として新たに申請され、国が承認したもので、品質的に違いはありません。

先発医薬品に比べ、ジェネリック医薬品は開発期間が短く、開発費用が抑えられるため、平均すると価格が安価になっています。

※医薬品の価格が下がっても、負担が先発医薬品使用時と変わらな  
いか、上がることもありま  
すので、薬剤師さんとよく相談して  
ください。

Q2

ジェネリック医薬品の種類は??

A ジェネリック医薬品は、高血圧や高脂血症のお薬などいろいろな分野や症状に対応しており、カプセル、錠剤、点眼剤など、その形態もさまざまです。

また、薬価や添加物、製剤によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上など、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。

※先発医薬品からの変更を希望しても、対応するジェネリック医薬品がない場合があります。また、在庫が薬局にない場合には、お薬を用意するのに時間がかかってしまう場合もあります。

Q3

ジェネリック医薬品はどこ  
に行けば処方してもらえるの??

A 病院・医院・クリニックで発行される処方箋にジェネリック医薬品の名称が記載されていれば、薬局で調剤してもらうことができます。ジェネリック医薬品の名称が記載されていないとしても、「後発品への変更不可」欄に医師のサインがなければ、薬剤師さんと相談の上、お薬を選ぶことができます。すでに被保険者証としてもにお配りしています。「ジェネリック医薬品お願ひカード」を医療機関の受付時に提示してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571 有線57784

## 国民年金 からのお知らせ

### 国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、役場住民課保険年金担当、または草津年金事務所国民年金課で行ってください。

#### ① 保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

#### ② 若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

#### ③ 学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

平成21年度に保険料が全額免除または若年者納付猶予された方で、申請時に平成22年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。(退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です。)

\* 申請の手続きには、年金手帳・印鑑をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証も併せてお持ちください。

#### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当  
☎6571 有線57784  
草津年金事務所 国民年金課  
☎077-5671-2220